

福岡県鉱工業指数の作成要領

1. 平成 17 年基準指数の概要

(1) 基準時

平成 17 年を基準時とする。したがって、指数値は平成 17 年の年平均を 100.0 とした比率で示され、ウェイトは平成 17 年の産業構造による。

(2) 分類

分類は日本標準産業分類を基本とした業種別分類と財の用途に着目した特殊分類の 2 とおりの方法によっている。

ア. 業種別分類

業種分類については、利用の便宜上、日本標準産業分類（第 12 回改定）の中分類に次のような若干の組み替えを行っている。

(ア) 「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「電気機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「輸送用機械器具製造業」を統合した「機械工業」を設ける。

(イ) 「はん用機械器具製造業」と「生産用機械器具製造業」を統合して「一般機械工業」とする。

(ウ) 「食料品製造業」と「飲料・たばこ・飼料製造業」を総合して「食料品・たばこ工業」とする。

(エ) 「印刷・同関連業」、「なめし革・同製品・毛皮製造業」、「業務用機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「その他の製造業」は基準時のウェイトが小さかったり、資料収集の困難性等から系列を採用しないので、業種分類を設けない。

イ. 財分類（特殊分類）

財分類は、まず、生産活動に再投入されるものを生産財とし、最終需要に向けられるものを最終需要財とする。最終需要財を資本形成に向けられる投資財と家計で消費される消費財に分類する。さらに、投資財を設備投資に向けられる資本財と建設関連の建設財に、消費財を耐久消費財と非耐久消費財にそれぞれ分類する。

(3) 採用品目

採用品目は、各業種ごとに代表性及び代表率を考慮し選定した。生産指数及び生産者出荷指数の採用品目数は 197 品目、生産者在庫指数は 133 品目である。

(4) 資料

ア. ウェイトに関するもの

製造工業 ・ 平成 17 年工業統計調査及び生産動態統計調査

鉱業 ・ 平成 17 年本邦鉱業の趨勢及び生産動態統計調査

イ. 生産・出荷・在庫数量に関するもの

主に生産動態統計調査から求めているが、一部品目の資料出所は次のとおり。

医薬品（県保健医療介護部薬務課）、製材品、枝肉、処理牛乳（農林水産省大臣官房統計部）、小麦粉（九州農政局福岡農政事務所）、清酒、焼酎（福岡県酒造組

合)、鋼船及び鋼船修理、シリコンダイオード、生コンクリート、大型紙袋、木箱、ハム・ソーセージ、のり、味噌、醤油、固型カレー、その他の調味料、菓子、植物油、油脂、冷凍調理食品、弁当、砂糖、清涼飲料、配合飼料、たばこ、パン、めん、(県調査)

なお、数量の把握にあたっては個別指数の時系列の均質性が保てない品目があるので、その場合の数量の把握については下記によった。

(ア) 原料によるもの

パン及びめんの生産・出荷は毎月の実数系列の把握が困難なため小麦粉の使用量で代表した。

(イ) 出来高によるもの

鋼船の新造のように、完成時をもって生産・出荷数量として採用すると完成時の属する月に数量が集中するなど指数のかく乱要因となるものについては、別途算出した月間作業遂行量をもって生産・出荷数量とした。

(ウ) 金額系列によるもの

金額系列で採用したもののうち化学機械、自動立体倉庫装置、冷凍機補器、電力変換装置、開閉制御装置、冷却塔、リアクトル、線形回路、計数回路、混成集積回路、自動車部品、医薬品、及び木箱については当該品目に対応する国内企業物価指数でデフレートした。

(5) 総合算式

総合算式は個別系列を基準時のウェイトで総合する基準時固定加重算術平均法、いわゆるラスパイレス算式である。

(6) ウェイト

ウェイトは、生産指数については付加価値額ウェイト、生産者出荷指数は出荷額ウェイト、生産者在庫指数は在庫額ウェイトである。

ウェイトの計算は、まず各業種別のウェイトを工業統計調査及び本邦鉱業の趨勢を基礎に算出した。ついで品目別のウェイトを算出するが、この際、非採用品目のウェイトは原則として各業種ごとの採用品目にふくらましを行い、精密機械工業については一般機械工業に、また情報通信工業については電気機械工業にそれぞれふくらましを行った。また採用系列のない出版・印刷業、その他の工業等については製造業全体にふくらましを行った。

※ふくらまし：採用品目に非採用品目分のウェイトを加算し、採用品目によって非採用品目分の動きを代表させること。

(7) 季節調整

一般に経済指標時系列の変動要因は以下の4つの構成要素から成り立っている。

ア. 長期変動(傾向・趨勢変動) : Trend factor

長期にわたる基本的な変動方向を表す波動

イ. 短期変動(循環変動) : Cyclical factor

通常3~15年までの周期の確定しない波動

ウ. 季節変動：Seasonal factor

1 年を周期とする波動

エ. 不規則変動：Irregular factor

突発的な変動要因や原因不明の錯乱要因

経済データの変動をみる上で、季節的な変動は景気の基調に基本的には無関係であると考えられるため、季節変動を除去した上でデータの変動を分析する方が都合よいことから、季節調整を行っており、本県では X-12-ARIMA を採用している。